

株式会社 イオク
代表取締役社長 井奥英明様

平成19年
鯖ヶ崎の住環境
会 長 上村



お知らせおよび質問書

拝啓 貴社ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当会からの9月23日付けの「お知らせおよび質問書」に対してご回答及び謝罪をいただきありがとうございました。

ただ、まだ疑問点がありますのであらためてご回答を頂きたいと存じます。よろしくお願い致します。

1、無断で私有地に立ち入り、撮影をおこなった件について

9月3日午後、渡辺氏と武仲氏が私有地内に於いて無断で計測・撮影を行っていたので、中止をお願いし、無断でおこなわないよう申し入れました。にもかかわらず9月15日に無断で写真撮影されました。事前をお願いしていたにもかかわらず、それを無視して立ち入り撮影する事は、まさに不法行為にあたるのではないのでしょうか？

2、防犯カメラについて

9月21日付けの御社の文書で「監視カメラの撤去を約束した」のに実行していないと当会を批判しています。それについては当会7月12日付けの文書にあるとおり、「話し合いを前提としてカメラにカバーをかける」事をお約束したもので、「撤去を約束した」事実はありません。また、御社の桑原氏が8月31日に「これ以上全く変える気はない。それなら7階でいく」と話し合いを決裂させたので、カバーをはずさせて頂いたものです。ところが御社10月1日付けの文書で、御社は間違いを認め謝罪するどころか「問題解決に向けて行きたい」「その上でも監視カメラを自社所有の土地に向けるのをやめていただきたい」と自らの要求ばかりを住民に求めています。さらに「まずお互いが歩み寄ることから始めたい」ともありますが、まずご自分の間違いを認め、謝罪するところから始めるべきではないかと存じます。

3、不法行為と思われる行為について

御社の考える「不法行為」というのは、6月11日に渡辺氏が案内されたお客様についての件を指摘されているのでしょうか。このお客様は、あるマンション業者との間で大変不愉快な経験をされたので、マンション事業の関係者とは一切関わりたくないと考えて帰られたものです。ご不審でしたら、どうぞお客様に直接ご確認ください。

また、7月12日付け当会文書で「旧村井邸の見学者について過剰に話しかけをしない」と申し合わせ、実行しております。7月12日以降に、申し合わせに反する事実があれば、具体的にお示しください。

4、話し合いについて

10月1日付けの御社の文書にある住民の意見や要望について「計画とかけ離れた内容」「根本的な論点から外れた」というのはどういう意味でしょうか。「本来の建築計画についての詳細に涉る話し合い」はするが、住民の意見は「かけ離れた内容」で「論点から外れたこと」なので話し合う意味はないということでしょうか。御社は結局、「互いに時間を費やすのは如何なものか」というものの、自らの建築工事計画を説明するだけで、住民の意見は取り入れないという姿勢なのではないでしょうか。8月31日も住民が内容に異議をとなえと桑原氏は「それなら7階ですすめる」と、住民にとっては脅しのように感じられる言い方で拒絶されました。イオクにとって住民の意見が「かけ離れた内容」で「論点から外れたこと」であるとされるなら、「紳士的な話し合い」なるものは、「話し合い」ではなく、説明を一方的に聞くだけの「押しつけ・強要」と変わりがありません。もし、御社が住民の意見を聞く用意があり、それを受け入れる姿勢があるのなら、住民は「話し合い」を行います。住民の意見は取り入れない、一方的に説明があるという事だけなら到底「話し合い」とはいえません。どうお考えなのか明らかにして頂きたいと思います。

5、経緯の確認について

まず、この経緯のまとめを確認することはできません。文書がどこから発信されたものかも無く、無断撮影・計測、シート飛散など重要な事実経過が抜け落ちています。さらに大きな問題は、ありもしない「第1回説明会」が存在したとして、文書を作成し、市役所にまで報告している点です。このような虚偽の経緯をまとめて「経緯を確認します」と住民に認めるよう求め、行政にまで報告するのが御社の事業主としての姿勢なのかどうか、ご説明ください。

住民と話し合いをしたいと言われていますが、社長様ご自身がこれから続く住民の痛みや不安を真に理解されようとしているように感じ取ることができませ

ん。誠意を持って住民の言葉に耳を傾け、対等の立場でお話しされる気があるのでしょうか。

社長様が私たち住民の気持ちを真に理解していただくことを強く願っております。

以上の質問について、文書でご回答くださるようお願い申し上げます。